

金融商品仲介業者の商号等の明示  
(金融商品取引法第66条の11)

金融商品取引法に基づき、あらかじめお客様に以下の事項について明示いたします。

金融商品仲介業者の商号 キャピタル フィナンシャルアドバイザーズ株式会社  
住 所 〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目13番7号 四国ビルディング6階  
登録番号 関東財務局長(金仲)第949号

【お客様相談窓口】 担当：内部管理責任者 TEL 03-4543-1172 (平日 9:00~17:00)

- 弊社は、所属金融商品取引業者の代理権はありません。お客様は、所属金融商品取引業者と取引口座を開設する必要があります。弊社は、お客様の注文が、所属金融商品取引業者に正しく受注されるように、その仲介を行います。
- 弊社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭もしくは有価証券の預託を受けることは出来ません。お客様は、所属金融商品取引業者に対して、お取引に係る金銭または有価証券を預託することになります。従いまして、弊社はお客様と金融商品取引にかかる受渡しを行うことはありません。
- 所属金融商品取引業者が二以上ある場合は、お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額または手数料等が異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。
- 所属金融商品取引業者が二以上ある場合は、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。
- 弊社が委託を受けている所属金融商品取引業者は、以下に掲げるとおりです。お客様が行う金融商品取引につき発生する手数料は、所属金融商品取引業者に支払うこととなります。
- 何かご不明な点がございました際には、お気軽に上記のお客様相談窓口までお問い合わせください。

キャピタル フィナンシャルアドバイザーズ株式会社 (金融商品仲介業者)

登録番号：関東財務局長(金仲)第949号

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。

当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。

所属金融商品取引業者

キャピタル・パートナーズ証券株式会社 登録番号：関東財務局長(金商)第62号

株式会社SBI証券 登録番号：関東財務局長(金商)第44号、商品先物取引業者

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会、日本商品先物取引協会